

# EU企業持続可能性 デューディリジェンス指令の 施行とその影響

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 欧州課 安田 啓

2025年1月16日



## ジェトロ 調査部 欧州課

**安田 啓**

やすだ あきら

- 2002年、日本貿易振興会（ジェトロ、現在：日本貿易振興機構）入会。
- 経済情報部経済法制度課、ジェトロ千葉事務所、海外調査部国際経済課課長代理、公益財団法人中曽根平和研究所研究員、ブリュッセル事務所（2019～2023）次長などを経て、2023年10月より調査部欧州課長。

# 本日の講演内容

- I. EUで先行する「ビジネスと人権」の法制化（概観）
  - II. EU企業持続可能性デューディリジェンス指令解説
  - III. ジェトロアンケートに見る在欧日系企業の人権DD対応
- ＜参考＞EUの関連法制概説（CSRD、森林DD、バッテリー規則、強制労働製品禁止規則）

# 本日の講演内容

- I. EUで先行する「ビジネスと人権」の法制化（概観）
  - II. EU企業持続可能性デューディリジェンス指令解説
  - III. ジェトロアンケートに見る在欧日系企業の人権DD対応
- ＜参考＞EUの関連法制概説（CSRD、森林DD、バッテリー規則、強制労働製品禁止規則）

# 1 | 欧州中心に進む人権DD義務化

- 自主的な取り組みでは不十分との判断から、人権デューディリジェンスを法制化により義務付ける国が欧州を中心にここ数年で増加。

| 国・地域            | 法規制の名称                                            | 施行時期                                      | 内容                                                                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 米国<br>カリフォルニア州  | カリフォルニア州<br>サプライチェーン透明法                           | 2012年1月                                   | 同州で事業を行う年間収益が1億ドル超の小売業者と製造業者を対象に、サプライチェーンにおける奴隷労働や人身取引の根絶努力に関する情報を開示することを義務付け                                    |
| 英国              | 2015年現代奴隷法                                        | 2015年7月                                   | 年間売上が3,600万ポンド以上の営利団体・企業に、奴隷労働や人身取引がないことを確実にするための対応に関する毎年の声明公表を義務付け                                              |
| フランス            | 親会社および発注企業の<br>注意義務に関する法律                         | 2017年3月                                   | 従業員数が一定規模以上の企業に対し、親会社が海外子会社やサプライチェーン上で及ぼす人権・環境に対する悪影響についての注意義務に関する計画書の作成・実施・有効性評価・開示を義務付け                        |
| オーストラリア         | 2018年現代奴隷法                                        | 2019年1月                                   | 同国で事業を行う年間売上高が1億豪ドル兆の企業などの事業体に対し、サプライチェーンと事業活動における現代的な奴隷制度の存在を調査し、リスク評価方法とその軽減措置を毎年報告することを義務付け                   |
| EU              | 紛争鉱物資源の輸入業者に対する<br>サプライチェーン・デューディリジェンス義務規則        | デューディリジェンス義務<br>は2021年1月適用                | スズ、タンタル、タングステン、金の鉱石や金属を「紛争地域および高リスク地域」から調達するEUの精錬事業者や輸入事業者に対し、調達する鉱物資源が紛争や人権侵害を助長していないことを確認するデューディリジェンスの実施を義務付け。 |
| オーストラリア<br>NSW州 | 2018年現代奴隷法                                        | 2022年1月                                   | 年間収益が5,000万豪ドル超から1億豪ドルまでの事業体も、連邦法に基づく自主的な報告を奨励                                                                   |
| ノルウェー           | 企業の透明性および基本的人権<br>とディーセント・ワーク条件の<br>取り組みに関する法律    | 2022年7月                                   | 一定の条件を満たす同国所在企業に対し、デューディリジェンスを実施し、同内容を説明、公開するとともに、情報開示要求等に対応することを義務付け                                            |
| ドイツ             | サプライチェーン・<br>デューディリジェンス法                          | 2023年1月                                   | 従業員数が一定規模以上の企業に対し、間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外の全企業が人権・環境リスクにさらされないようデューディリジェンスと人権報告書の作成・公表などを義務付け                |
| スイス             | 紛争鉱物および児童労働に関する<br>デューディリジェンス法                    | デューディリジェンス義務<br>は2023年1月適用<br>(2022年1月施行) | 一定の条件を満たす同国所在企業に対し、紛争鉱物や児童労働に関するサプライチェーン方針の策定やトレーサビリティシステムの構築等の報告作成・保持・公表を義務付け                                   |
| カナダ             | サプライチェーンにおける強制<br>労働・児童労働との闘いに関する<br>法律制定と関税率の改正法 | 2024年1月                                   | 一定の条件を満たす政府機関や企業に対して、強制労働や児童労働のリスク評価や管理のために講じた措置などを、連邦政府の所管大臣に報告することを義務付けまた、従来の強制労働による製品に加え、児童労働による製品の輸入を禁止      |
| オランダ            | 児童労働注意義務法                                         | 未定（2019年10月公布）                            | 同国市場に製品・サービスを提供・販売する企業を対象に、サプライチェーン上における児童労働の問題を特定し、防止するためのデューディリジェンスを行ったことを示す声明文の提出を義務付け                        |
| EU              | 企業持続可能性デューディリ<br>ジェンス指令（CSDDD）                    | 2024年7月                                   | 一定の条件を満たす企業に対して、事業活動における人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す。2027年7月以降、大規模企業から段階的に適用開始                                        |

（出所）各国法制等から作成

## 2 | EUで先行する「ビジネスと人権」関連の法制化

- 人権デューディリジェンス（注意義務、DD）の法制化は、2018年以降、EUレベルでの検討が進められ、2022年2月に**企業持続可能性DD指令案（CSDDD）**を発表。**2024年7月25日、施行。2027年7月より段階的に適用。**
- **強制労働製品の域内流通を禁止する規則案**を2022年9月に発表。**2024年11月正式採択、同年12月13日施行。**
- 企業への情報開示要求、資源の調達、貿易管理および特惠関税制度、一部のFTAにおける持続可能な開発条項などにおいて、人権・労働権の尊重を条件として規定。

### 1 企業持続可能性DD指令（CSDDD）

- 一部の加盟国で先行していた人権・環境DDの法制化をEUレベルで統一するため、欧州委は2022年2月、**企業持続可能性DD指令案（CSDDD）**を発表。
- 2023年12月の政治合意後、加盟国から反対。異例の事態に。対象企業基準を大幅に引き上げた妥協案で2024年3月に合意。2024年5月、EU理事会が正式採択。
- **2024年7月施行。2年以内に加盟国が国内法化し、適用。**

### 3 強制労働製品禁止規則

- 欧州委は2022年9月、**強制労働により生産された製品のEU域内への流通、EU域外への輸出を禁止する規則案**を発表。2024年11月正式採択、同12月13日施行。
- 禁止対象は、採掘、収穫、生産、製造等のいずれかの段階において、部分的にあるいは全面的に強制労働が用いられた製品。
- 加盟国当局は、疑いのある製品の調査を実施。**事業者**にEU市場からの製品の回収・廃棄を命ずる権限。

### 2 企業持続可能性報告指令（CSRD）

- 欧州委は2021年4月、非財務情報開示指令を改正し、開示対象企業の拡大とESGの影響に関する開示内容を強化する**企業持続可能性報告指令案（CSRD）**を発表。
- 2023年1月に発効、2024会計年度から段階的に適用。
- 具体的な開示基準は**欧州持続可能性報告基準（ESRS）**により規定（第1弾を2024年1月から適用）。

### 4 森林破壊防止DD規則（EUDR）

- 2023年6月29日発効。気候変動対策と生物多様性の保護を目的に、**EU域内で販売、または域外へ輸出する対象品**について「**森林破壊フリー**」であることを確認するためのDDの実施を企業に義務付け。
- 大企業は2024年12月30日から、中小企業は2025年6月30日から適用開始予定であったが、欧州委は2024年10月、**適用開始を1年間延期する改正案**を発表し11月、修正を採択。背景にEU内外での不満の高まり。

# 本日の講演内容

- I. EUで先行する「ビジネスと人権」の法制化（概観）
  - II. EU企業持続可能性デューディリジェンス指令解説**
  - III. ジェトロアンケートに見る在欧日系企業の人権DD対応
- ＜参考＞EUの関連法制概説（CSRD、森林DD、バッテリー規則、強制労働製品禁止規則）



# 1 | 企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）概要

- 2022年2月に欧州委が指令案を発表。企業活動による人権や環境への悪影響を予防・是正する義務（デューディリジェンス）を企業に課す。
- 2023年12月にEU理事会と欧州議会が政治合意をしたが、産業界から反発の声があがり、ドイツなど一部の加盟国が反対を表明。2024年3月に**対象企業の基準を大幅に引き上げ、対象数を絞った妥協案**で合意。**2024年7月施行**。

|              | EU域内で設立された企業                                                                                                                                                                                    | EU域外で設立された企業                          |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 対象企業<br>(概略) | (1) 全世界での年間純売上高4億5,000万ユーロ超、かつ<br>(2) 平均従業員数1,000人超                                                                                                                                             | EU域内での年間純売上高4億5,000万ユーロ超              |
| 義務の<br>主な内容  | (1) 方針の策定・統合とリスク管理体制の構築<br>(2) 人権および環境に関する実際のまたは潜在的な悪影響の特定と評価<br>(3) 潜在的な悪影響の防止、軽減、実際の悪影響の停止、最小化、是正<br>(4) ステークホルダーとのエンゲージメント<br>(5) 通知・苦情処理メカニズムの構築<br>(6) 実施状況のモニタリングと有効性評価<br>(7) 取り組みの報告・開示 |                                       |
| DDの範囲        | 自社および間接的な取引先を含む自社のバリューチェーン（chain of activities）上の企業活動。                                                                                                                                          |                                       |
| 罰則           | 企業の全世界の年間純売上高の5%以上を上限とする制裁金を課す（加盟国の国内法で規定）。                                                                                                                                                     |                                       |
| 適用時期         | 大規模企業から段階的に適用：<br>・ <b>2027年以降</b><br>⇒年間純売上高15億ユーロ超かつ従業員数5,000人超<br>・ <b>2028年以降</b><br>⇒年間純売上高9億ユーロ超かつ従業員数3,000人超<br>・ <b>2029年以降⇒対象企業すべて</b>                                                 | 大規模企業から段階的に適用。EU域内で<br>右記と同じ年間純売上高基準。 |

（出所）ビジネス短信、EU官報より作成



## 2 | CSDDD詳細①：誰が対象？

- CSDDDに基づき、今後加盟国の法令によって直接、デューディリジェンス実施義務の対象となる企業は以下のいずれかの要件を**2財務年度連続で満たす**企業。
- 欧州委員会によれば、EU企業では約6,000社、非EU企業では約900社が該当。日本企業ではおおむね、100社程度が該当するとみられる。
- 2023年12月時点の合意内容では、従業員数500人超かつ全世界での純売上高が1億5,000万ユーロ超、域外企業でもEU域内での純売上高1億5,000万ユーロ超が基準値だったため、最終的に該当する企業数は大幅に低減された。
- 他方、直接の適用対象とならない企業でも、今後、適用対象企業や取引先との契約などを通じて間接的にCSDDDに準拠する取り組みを求められる可能性がある。

企業持続可能性デューディリジェンス指令の対象企業

|                                         | 基準                                                                                                                                                    | 該当企業数          |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <b>EU企業</b><br>(EU加盟国の法律に基づき設立された企業)    | (1)従業員1,000人超かつ <b>全世界での</b> 純売上高4.5億ユーロ超の企業<br>(2)フランチャイズ又はライセンス契約によるロイヤルティ額が2,250万ユーロ超であって、全世界の純売上高が0.8億ユーロ超の企業                                     | <u>約6,000社</u> |
| <b>非EU企業</b><br>(EU加盟国以外の法律に基づき設立された企業) | (1) <b>EU域内での</b> 純売上高4.5億ユーロ超の企業<br>(2)フランチャイズ又はライセンス契約によるロイヤルティ額が2,250万ユーロ超であって、EU域内での純売上高が0.8億ユーロ超の企業<br>※ <u>連結ベースでこれらの閾値を満たす企業グループの最終親会社を含む。</u> | <u>約900社</u>   |

(出所) ビジネス短信、EU官報より作成

## 3 | CSDDD詳細②：何が対象？その1（カバーされる人権）

- CSDDD附属書では、**義務の対象となる人権侵害の範囲**に関連する国際条約を挙げて指定している。

### 企業持続可能性デューディリジェンス指令の対象となる人権侵害の範囲

|    | 対象となる人権侵害概要                                    | 関連する主な国際条約と規定                   |
|----|------------------------------------------------|---------------------------------|
| 1  | 生命に対する固有の権利                                    | 市民的及び政治的権利に関する国際規約（6条1）         |
| 2  | 拷問、残虐・非人道的・品位を傷つける取扱い                          | 市民的及び政治的権利に関する国際規約（7条）          |
| 3  | 身体的自由および安全についての権利                              | 市民的及び政治的権利に関する国際規約（9条1）         |
| 4  | 私生活、家族、住居若しくは通信に対する恣意的若しくは不法な干渉又は名誉及び信用への不法な攻撃 | 市民的及び政治的権利に関する国際規約（17条）         |
| 5  | 思想、良心及び宗教の自由についての権利                            | 市民的及び政治的権利に関する国際規約（18条）         |
| 6  | 公正かつ良好な労働条件を享受する権利                             | 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（7条）      |
| 7  | 食糧、衣類及び住居など相当な生活水準についての権利                      | 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（11条）     |
| 8  | 到達可能な最高水準の健康を享受すること等児童の権利                      | 児童の権利に関する条約（24・27・28・32・34・35条） |
| 9  | 義務教育が終了する年齢に達しない児童の就業                          | ILO・最低年齢条約（第138号）（2・4～8条）       |
| 10 | 児童の売買及び取引等、条約3条(a)～(d)の児童労働                    | ILO・最悪の形態の児童労働条約（第182号）         |
| 11 | 強制労働                                           | ILO・強制労働条約（第29号）（2条）            |
| 12 | あらゆる形態の奴隷制度及び奴隷取引                              | 市民的及び政治的権利に関する国際規約（8条）          |
| 13 | 平和的な集会の権利、結社の自由、団結権                            | 市民的及び政治的権利に関する国際規約（21・22条）ほか    |
| 14 | 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬                      | ILO・同一報酬条約（第100号）（2・3条）         |
| 15 | 生命に対する固有の権利等を侵害する環境破壊行為                        | 市民的及び政治的権利に関する国際規約（6条1）ほか       |
| 16 | 土地および資源に対する権利、生存権                              | 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（2条）ほか    |

（出所）EU官報および外務省・各国際条約条文を基に作成

## 4 | CSDDD詳細②：何が対象？その2（カバーされる環境影響）

- CSDDD附属書では同じく、**義務の対象となる環境影響の範囲**に関連する国際条約を挙げて指定している。

### 企業持続可能性デューディリジェンス指令の対象となる環境への負の影響の範囲

|    | 対象となる環境影響概要                 | 関連する主な国際条約と規定                  |
|----|-----------------------------|--------------------------------|
| 1  | 生物多様性への悪影響を回避/最小限にするための措置   | 生物多様性条約（10条）                   |
| 2  | 絶滅の恐れのある野生動植物の輸出入・再輸出等取引の禁止 | ワシントン条約（附属書Ⅰ～Ⅲ）                |
| 3  | 水銀添加製品の製造、輸入、輸出の原則禁止        | 水銀に関する水俣条約（4条、附属書A）            |
| 4  | 水銀・水銀化合物の製造工程における使用の原則禁止    | 水銀に関する水俣条約（5条、附属書B）            |
| 5  | 水銀廃棄物の不当な取り扱いの禁止            | 水銀に関する水俣条約（11条）                |
| 6  | 特定の化学物質の製造および使用の禁止          | 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（附属書A）   |
| 7  | 特定廃棄物の不当な取り扱い、回収、貯蔵、処分の禁止   | 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（6条）     |
| 8  | 特定化学品の輸出入の禁止                | ロッテルダム（PIC）条約（附属書Ⅲ）            |
| 9  | 指定物質の違法な製造、消費、輸出入の禁止        | オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書（附属書）    |
| 10 | 有害廃棄物等の輸出の禁止                | 有害廃棄物の越境移送等の規制に関するバーゼル条約（1条）   |
| 11 | 特定国間における有害廃棄物の越境輸送の禁止       | 有害廃棄物の越境移送等の規制に関するバーゼル条約（附属書Ⅶ） |
| 12 | 非条約締約国からの有害廃棄物等の輸入の禁止       | 有害廃棄物の越境移送等の規制に関するバーゼル条約（4条）   |
| 13 | 条約の定義する自然遺産への悪影響を回避または最小化   | 世界遺産条約（2条、5条）                  |
| 14 | 条約の定義する湿地への悪影響を回避または最小化     | （国際的に重要な湿地に関する）ラムサール条約（1条、4条）  |
| 15 | 船舶からの汚染を防止する各種義務            | 船舶の汚染防止のための国際条約                |
| 16 | 投棄による海洋環境の汚染防止、軽減および規制      | 国連海洋法条約（UNCLOS）（210条）          |

（出所）EU官報および外務省・各国際条約条文を基に作成（一部、仮訳および抜粋）

## 5 | CSDDD詳細③：何をしなければならない？（DD義務内容）

- 対象企業は、下表に示した人権・環境に関するDD対応が求められる。
- 中でも、以下の3、4ともに**ビジネスパートナーに対してもDD義務順守のための契約上の保証を求める**とともに、遵守状況を確認し、**遵守されない場合は、一時的な取引停止や契約終了などの措置を講じる場合も想定**。
- 6については、自社および子会社、継続的なビジネス関係を持つビジネスパートナーの**事業と対応措置を少なくとも12カ月ごとに評価し、新たなリスクの出現に備え、同評価を踏まえてDD方針を更新**する必要がある。
- 7については、本指令の対象項目を含む年次報告書をウェブサイト上で、会計年度の12カ月後までに毎年公開する必要がある。CSRDに基づく報告を実施している企業には重複の報告は求められない。

EU企業持続可能性DD指令で求められるDD義務内容

|   | 条文     | DD義務内容                                                           | 具体例                    |
|---|--------|------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1 | 7条     | 企業方針およびリスク管理システムにDDを組み込む                                         | グループ全体の行動規範策定          |
| 2 | 8・9条   | 実際のまたは潜在的な人権・環境への負の影響を特定し、優先順位付けする                               | バリューチェーン上のマッピングと調査実施   |
| 3 | 10条    | 潜在的な負の影響がある場合は、適切な予防措置を講じ、予防できない場合は軽減措置を講じる                      | 行動計画の策定、取引先から契約上の保証を取得 |
| 4 | 11・12条 | 実際に負の影響が発生した場合は、適切な是正措置を講じ、是正できない場合は影響の範囲を最小限に抑制する               | 必要な支援の提供、ビジネス関係の停止     |
| 5 | 13・14条 | 負の影響の対象者や関係するバリューチェーンでの労働者を代表する労働組合、関係市民団体などに対する苦情処理手続きを確立し、維持する | ステークホルダーとの意味のある対話      |
| 6 | 15条    | DD方針と措置の有効性を監視し、評価し、見直しを行う                                       | 最低年1回のモニタリング           |
| 7 | 16条    | DDの詳細や対応措置を公表する                                                  | ウェブサイトで年次報告書を公開        |

（出所）欧州委員会 持続可能性デューディリジェンスおよび（EU）2019/1937指令を改正する欧州議会・理事会指令

## 6 | CSDDD詳細④：どこまでが対象？ (カバーされるサプライチェーンの範囲)

- カバーされるサプライチェーンの範囲は、原則「chain of activities」「business partners」（第3条）。
- 企業は「リスクベース・アプローチ」に基づき優先順位をつけて「適切な措置（appropriate measures）」を採用。
- 加盟国は、本指令の適用対象となる親会社が、同じく適用対象となる子会社に代わって、第7条から第11条及び第22条に定める義務を履行することができるようにする（第6条：グループ単位でのDD支援）。

### 企業持続可能性デューディリジェンス指令の対象となるサプライチェーンの範囲

|                                  | 定義（参考仮訳）                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Chain of activities<br>(活動のチェーン) | <p>(i) 原材料、製品または製品の一部の設計、採掘、調達、製造、輸送、保管および供給、並びに製品またはサービスの開発を含む、<b>企業による製品の生産またはサービスの提供に関連する上流のビジネスパートナーの活動</b>。</p> <p>(ii) 企業の<b>製品の流通、輸送、保管に関連する下流のビジネスパートナーの活動</b>で、同じビジネスパートナーが当該企業のために、または当該企業に代わってそれらの活動を行う場合（武器や軍需品、戦時物資にかかわる特定の活動を除く）。</p> |
| Business partners<br>(ビジネスパートナー) | <p><b>直接のビジネスパートナー</b>：当該企業の事業、製品またはサービスに関連する商業的契約を締結している事業体、もしくは〔上記「活動のチェーン」の定義〕に従ってサービスを提供している事業体。</p> <p><b>間接的ビジネスパートナー</b>：直接のビジネスパートナーではないが、当該企業の事業、製品、サービスに関連するビジネス業務を行う事業体。</p>                                                             |
| Risk-based DD<br>(リスクベース・アプローチ)  | <p>全ての影響に対処できない場合、企業は優先順位をつけて行動できる。優先度の高い事業に関して、負の影響を特定し、<b>適切な措置</b>を採用して対処しなければならない。適切な措置とは、悪影響の性質や程度、関連するリスク要因など、具体的なケースの状況を考慮し、悪影響の程度や可能性に見合った方法で効果的に対処することにより、DDの<b>目的を達成することが可能であり、かつ企業が合理的に利用できる措置</b>をいう。</p>                               |



## 7 | CSDDD詳細⑤：その他の規定（罰則・民事責任など）

- その他の主な規定では、実体規定では**気候変動への対応**を求めた第22条、手続き規定では**罰則**（第27条）、**民事責任**（第29条）などが主要な規定になる。
- 企業の準備においては各種**ガイドライン**や**モデル契約条項**の公表も待たれる。

EU企業持続可能性DD指令のその他の主な規定

| 条文     | 条文タイトル    | 概要                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 18条    | モデル契約条項   | 企業が悪影響の予防や是正のための契約上の適切な措置を講ずるための一助として欧州委は <b>2027年1月26日までに</b> 任意のモデル契約条項ガイダンスを採択する。                                                                                                                                                                          |
| 19条    | ガイドライン    | 欧州委は <b>2027年1月（一部7月）26日までに</b> DDの実践に関する一般的事項をはじめ、セクター別、特定の悪影響などに関するガイドラインを関係する国際機関や加盟国、ステークホルダーなどへの諮問に基づいて採択する。                                                                                                                                             |
| 22条    | 気候変動への対応  | 加盟国は、企業に対し、最善の努力により、企業のビジネスモデルおよび戦略が、パリ協定やEUの2050年気候中立達成の目的への適合を確実にすることを目的とした、 <b>気候変動緩和のための移行計画を採用し、実施することを確保</b> する。                                                                                                                                        |
| 24・25条 | 監視機関とその権限 | 各加盟国は企業が7～16条および22条に基づく国内法上の義務の履行確保を監視する監視機関を指定する。 <b>監視機関はその調査を実施するために必要な情報を企業に求める権限を有する</b> よう国内法に定める。                                                                                                                                                      |
| 27条    | 罰則        | 加盟国は国内法にて義務違反に対し、少なくとも <b>(a)罰金および(b)違反の責めを負う企業名および違反の性質（nature）の公表を含む罰則を制定</b> する。罰金の上限額は、 <b>当該企業の前会計年度の全世界純売上高の5%以上に設定</b> する。                                                                                                                             |
| 29条    | 民事責任と補償   | 企業の故意または過失による10条・11条の義務違反に起因して自然人または法人に損害が発生した場合、企業に民事責任が生じうる。ただし <b>損害が企業の活動のチェーンの中でビジネスパートナーによってのみ引き起こされた場合、企業は責任を問われない（1項）</b> 。他方、 <b>損害が企業およびその子会社や直接的または間接的なビジネスパートナーによって共同で（jointly）引き起こされた場合、国内法上の連帯責任の要件および求償権に関する規定に影響を及ぼすことなく、両者は連帯責任を負う（5項）</b> 。 |

（出所）EU官報、欧州委員会FAQ資料などから作成

## 8 | CSDDD詳細⑥：いつから適用？

- **CSDDD**は2024年7月25日施行、加盟国は2026年7月26日までに指令の義務を国内法化しなければならない。**適用開始時期**はさらに1年後の**2027年7月26日から**。
- EU指令は加盟国で**国内法化**されて初めて当該国で効力を持つ。指令はEU域内の調和を目的に最低限の義務を定めるが、加盟国が指令の目的に沿って、より厳格な法制化を行うことを原則として妨げない。

### 企業持続可能性デューディリジェンス指令の適用時期

|                                          | 基準                                                | 適用開始             |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------|------------------|
| EU企業<br>(EU加盟国の<br>法律に基づき<br>設立された企業)    | (1)従業員5,000人超かつ全世界での純売上高15億ユーロ超の企業                | 施行3年後<br>(2027年) |
|                                          | (2)従業員3,000人超かつ全世界での純売上高9億ユーロ超の企業                 | 施行4年後<br>(2028年) |
|                                          | (3)従業員1,000人超かつ全世界での純売上高4.5億ユーロ超の企業ほか<br>対象となる全企業 | 施行5年後<br>(2029年) |
| 非EU企業<br>(EU加盟国以外<br>の法律に基づき<br>設立された企業) | (1)EU域内での純売上高15億ユーロ超の企業                           | 施行3年後<br>(2027年) |
|                                          | (2)EU域内での純売上高9億ユーロ超の企業                            | 施行4年後<br>(2028年) |
|                                          | (3)EU域内での純売上高4.5億ユーロ超の企業 ほか対象となる全企業               | 施行5年後<br>(2029年) |

(出所) ビジネス短信、EU官報より作成



# 本日の講演内容

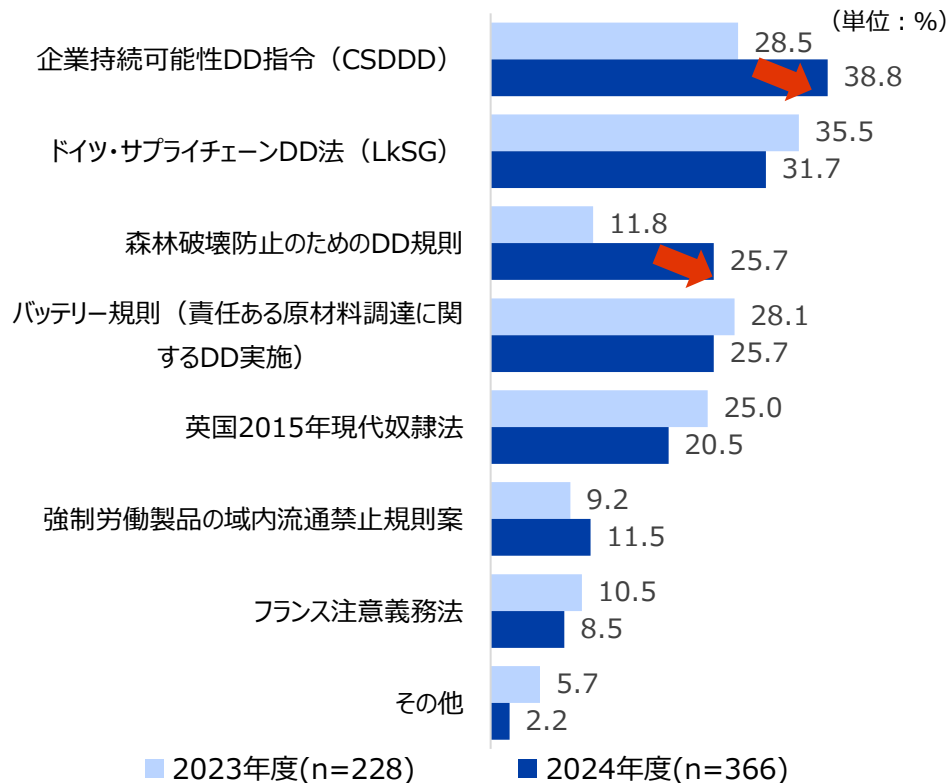
- I. EUで先行する「ビジネスと人権」の法制化（概観）
- II. EU企業持続可能性デューディリジェンス指令解説
- III. ジェトロアンケートに見る在欧日系企業の人権DD対応

＜参考＞EUの関連法制概説（CSRD、森林DD、バッテリー規則、強制労働製品禁止規則）

# 1 | 人権・環境デューディリジェンス関連法規制： CSDDD、森林破壊防止DD規則の影響が大幅に増加

- 人権・環境DD関連法規制のうち、**影響が最も大きいのは企業持続可能性DD指令（CSDDD）**で、昨年より10.3ポイント増加した。さらに**森林破壊防止のためのDD規則**についても昨年比で大きく増加した。
- 業種別では、CSDDDはノンバンクや化学品・石油製品が多かった。森林破壊防止のためのDD規則では、ゴム製品や食品・農水産加工品で70%以上が影響を受けている/今後受ける可能性があると回答。

人権・環境デューディリジェンス（DD）関連法規制のうち、すでに影響を受けている、または今後影響を受ける可能性がある法規制（左：年度別、右：業種別）



(単位：%)

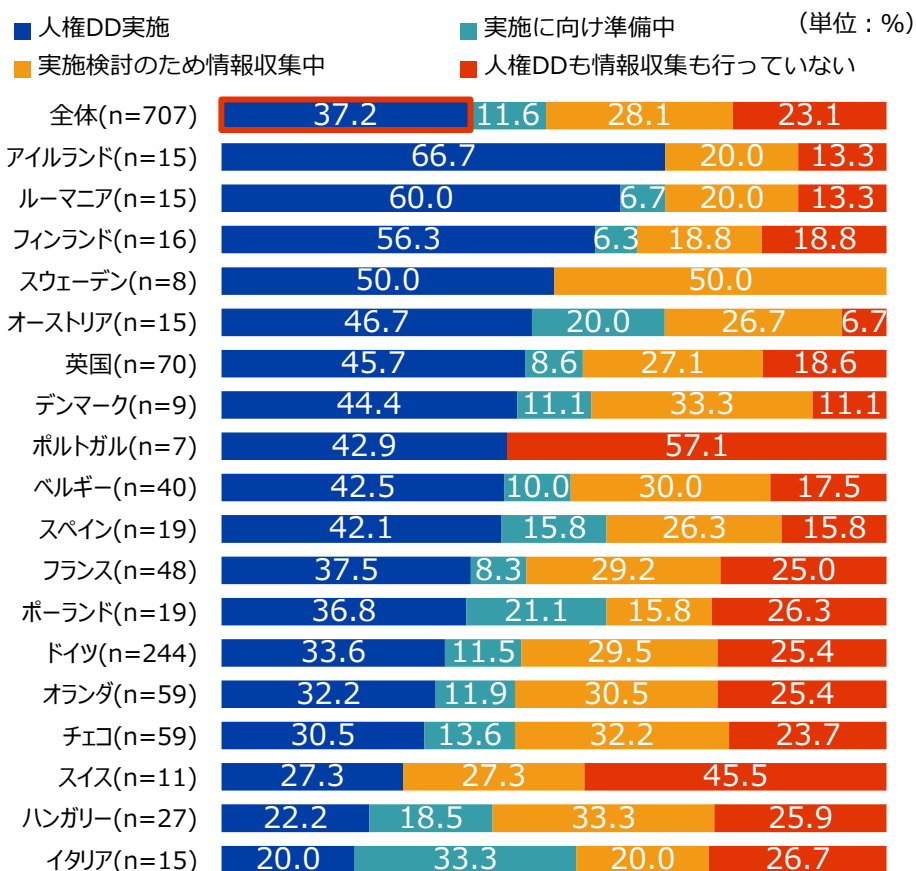
| 企業持続可能性DD指令（CSDDD）    |      |
|-----------------------|------|
| ノンバンク（n=9）            | 55.6 |
| 化学品・石油製品（n=21）        | 52.4 |
| 輸送用機器部品（自動車等）（n=25）   | 52.0 |
| ドイツ・サプライチェーンDD法（LkSG） |      |
| ゴム製品（n=6）             | 50.0 |
| 化学品・石油製品（n=21）        | 42.9 |
| 商社（n=45）              | 40.0 |
| 森林破壊防止のためのDD規則        |      |
| ゴム製品（n=6）             | 83.3 |
| 食品・農水産加工品（n=15）       | 73.3 |
| 商社（n=45）              | 40.0 |

(注) n=5以上の業種で比較。

## 2 | 人権デューディリジェンス（DD）実施状況： 人権デューディリジェンス実施企業は減少に転じる

- 在欧州日系企業で「人権デューディリジェンス（DD）を実施している」との回答割合は全体の37.2%と、**前年（38.0%）から微減**。中小企業（前年27.3%→21.7%）、非製造業（同37.4%→34.9%）も減少。
- 「人権DD実施の予定はなく、情報収集もしていない」企業の割合がドイツで前年比上昇し、25.4%（前年23.9%）となった。中小企業、非製造業でもそれぞれ前年から**微増**している。

### 人権デューディリジェンスを実施しているか（国別）



### 大企業/中小企業

大企業

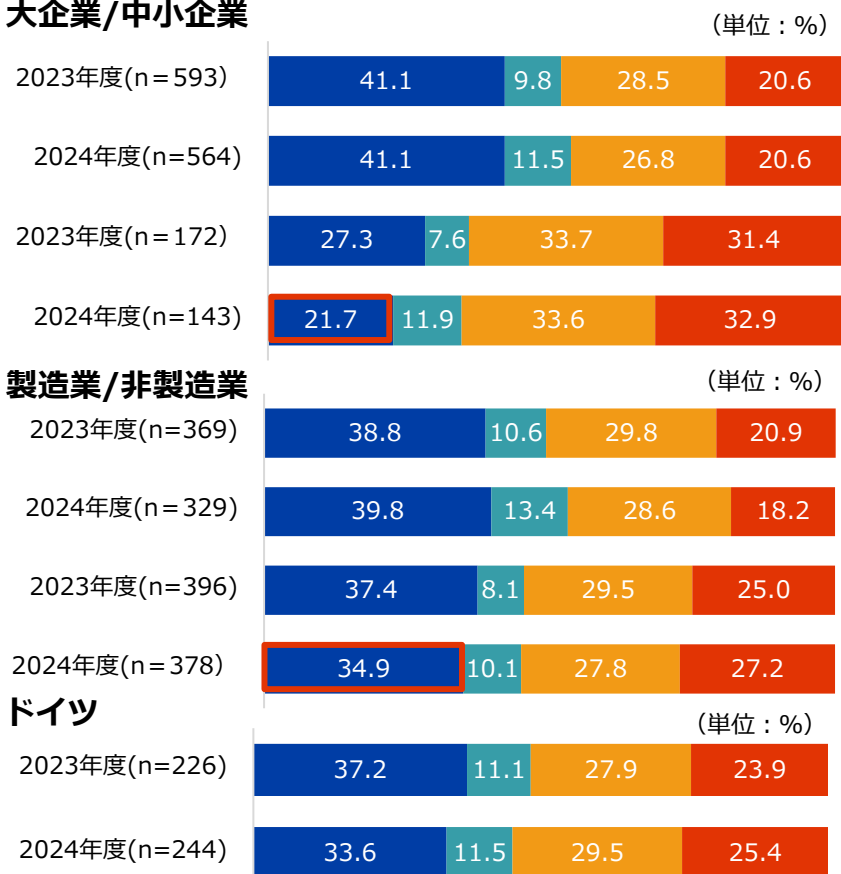
中小企業

### 製造業/非製造業

製造業

非製造業

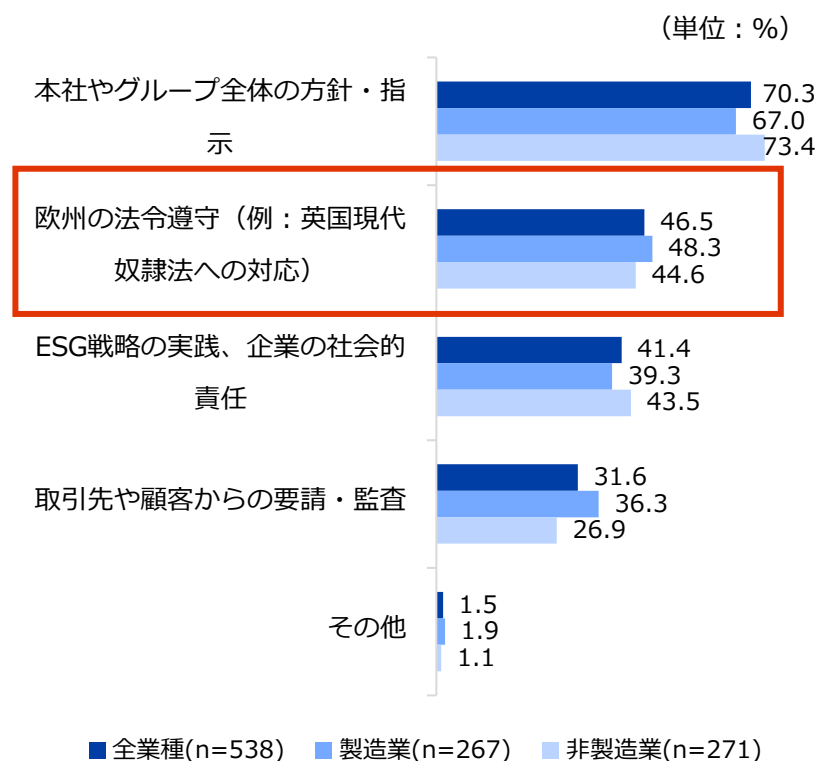
### ドイツ



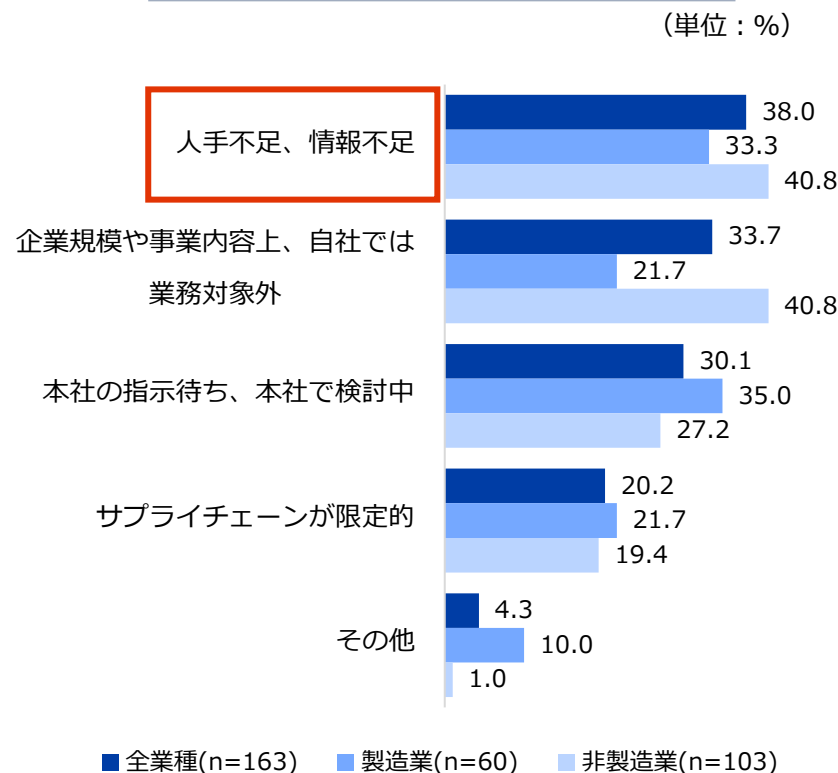
### 3 | 人権DDを実施している理由、実施していない理由： 「欧州の法令遵守」のため実施の企業が5割弱

- 「人権DDを実施している、もしくは検討や情報収集を行っている」理由は、「**本社やグループ全体の方針・指示**」が全業種で**70.3%**と最多。ついで「**欧州の法令遵守**」が**46.5%**。
- 「人権DDを実施していない」理由は、「**人手不足・情報不足**」が全業種で**38.0%**と最多。非製造業では、「企業規模や事業内容上、自社では業務対象外」とする回答が**40.8%**で、製造業（**21.7%**）の約2倍となった。

人権DDを実施している、もしくは検討や情報収集を行っている理由  
(複数回答)



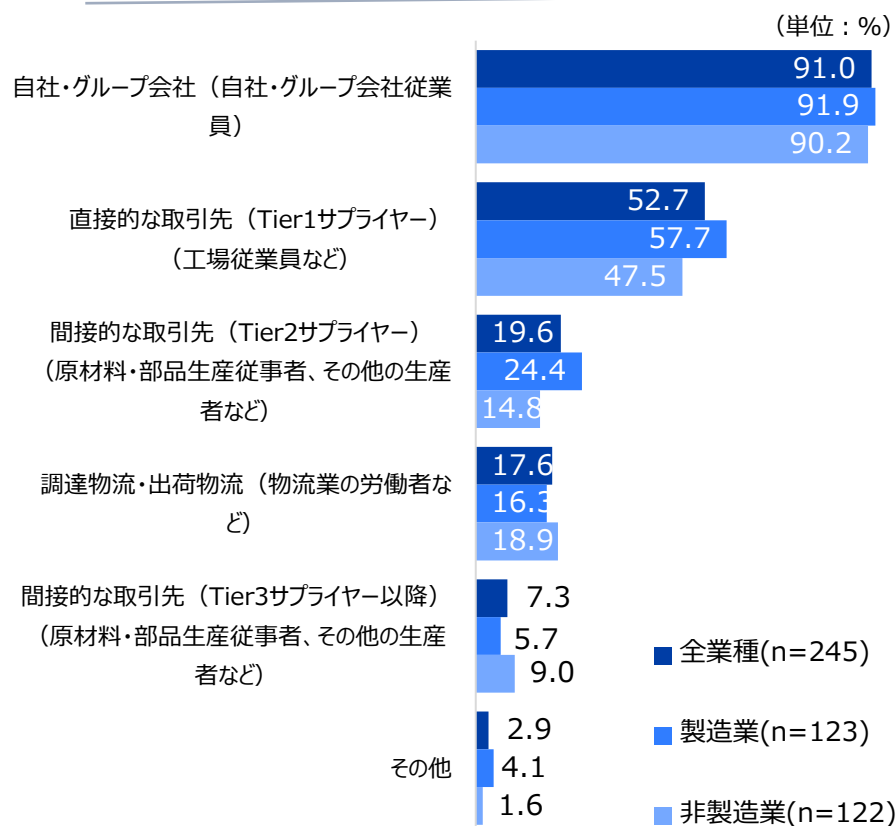
人権DDを実施していない理由 (複数回答)



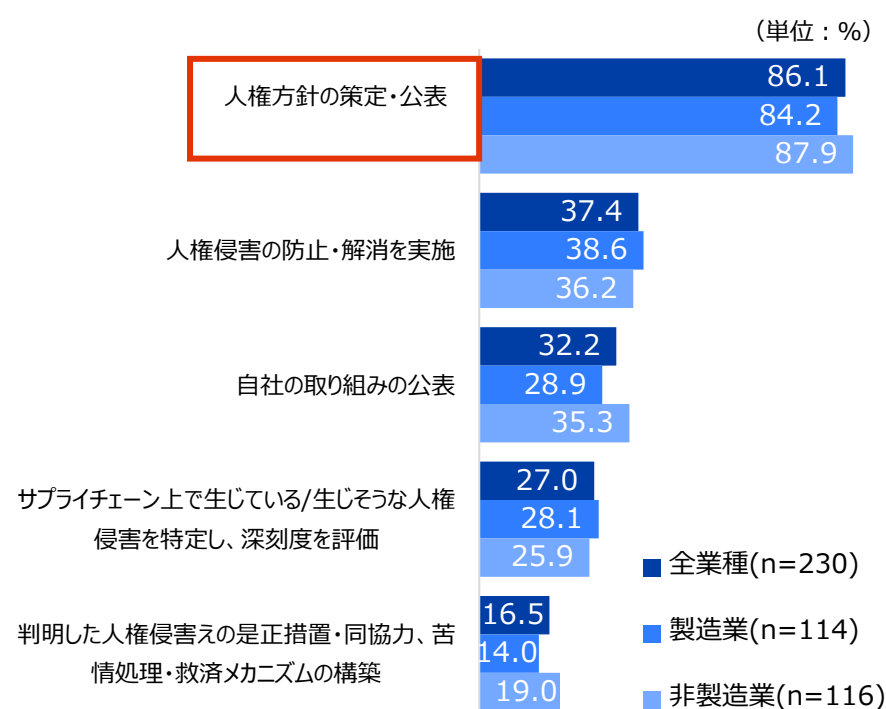
# 4 | 人権DDの実施範囲と具体的な取り組み： 自社・グループ内が最多、人権方針の策定・公表が伸長

- 人権DDの実施範囲については「自社・グループ会社」が全体で90%を超えた。Tier 1 とTier2の把握は、製造業が非製造業を10ポイントほど上回ったが、調達物流・出荷物流とTier 3 の把握は非製造業が製造業をやや上回った。
- 人権DDの取り組みとしては「人権方針の策定・公表」が86.1%で前年調査から5.8ポイント増と伸長。

人権DDをどの範囲まで実施できているか（複数回答）



人権DDの具体的な取り組み（複数回答）



（注）nは「人権DDを実施している」と回答した企業。

（注）nは「人権DDを実施している」と回答した企業。

# 5 | 人権DDに取り組んだ効果、取り組みの課題： 良い効果がみられる一方、効果を感じられない声も

- 人権DDに取り組んだ結果「ポジティブな効果があった」という回答の一方、「特に効果を感じられなかった」という声も多数寄せられた。
- 取り組み上の課題としては、「人手不足」、「情報不足」、「手間や時間がかかるなど負担の多さ」、「どう対応してよいかわからない」という戸惑いの声が多く聞かれた。

## 人権DDに取り組んだことによる効果、人権DD取り組みへの課題（自由記述）

### 取り組んだ効果

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外 | <ul style="list-style-type: none"> <li>顧客からの契約継続（ドイツ、販売会社）</li> <li>国家入札や国際調達への参加資格の獲得と維持（オランダ、医薬品）</li> <li>人材確保、企業としての透明性、公正性の追求（フィンランド、一般機器）</li> <li>欧州取引先・顧客へのアピール（英国、運輸・倉庫）</li> <li>公平な採用方針、運用の実現。取引先企業の評価（アイルランド、ノンバンク）</li> <li>グループ全体による取組みによるステークホルダーへの企業イメージ向上、親会社株価への多少の好影響（スペイン、ゴム製品）</li> </ul> |
| 社内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>内部通報制度の徹底により社内でのハラスメント行為などが発覚し是正措置を講じることができた（オランダ、医療機器）</li> <li>自社内の過酷労働、重量物ハンドリングを見直し、器具・設備の導入やプロセス変更による回避を実施し、社員のケガや疲労が低減（フランス、電気・電子機器）</li> <li>従業員の働きやすさの向上（ルーマニア、コンサルティング）</li> </ul>                                                                             |

### 取り組みへの課題

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報・人手不足       | <ul style="list-style-type: none"> <li>人手不足、情報入手困難（チェコ、建設・プラント等/イタリア、繊維）</li> <li>人手不足（スイス、電気・電子機器部品）</li> <li>情報不足で何に取り組んでいいかわからない（デンマーク、医薬品）</li> </ul>                                                                                                                                                        |
| 手間・時間などの負担の多さ | <ul style="list-style-type: none"> <li>調達先の情報のとりまとめを日本で実施しており日本本社のワークフローにて確認をするため、手間が多い。（ドイツ、販売会社）</li> <li>サプライヤーの数が多く、調達先を特定するのに時間がかかる（ベルギー、輸送用機器）</li> <li>グローバルでのサプライチェーンにおける人権リスクの特定（ドイツ、運輸・倉庫）</li> <li>環境や社会に及ぼすマテリアルな影響を洗い出しているが、人手が足りず対応に苦慮（ドイツ、建設・プラント等）</li> <li>中期的ロードマップの策定（ドイツ、輸送用機器部品）</li> </ul> |
| 難判断効果の        | <ul style="list-style-type: none"> <li>効果が見えないので、自社の方向性の是非がわかりづらい（ルーマニア、通信・IT等）</li> <li>企業のポリシーとして必要かどうか判断しかねる（英国、食品・農水産加工品）</li> </ul>                                                                                                                                                                         |



# 本日の講演内容

- I. EUで先行する「ビジネスと人権」の法制化（概観）
- II. EU企業持続可能性デューディリジェンス指令解説
- III. ジェトロアンケートに見る在欧日系企業の人権DD対応

**＜参考＞EUの関連法制概説（CSRD、森林DD、バッテリー規則、強制労働製品禁止規則）**

# 1 | EU 企業持続可能性報告指令（CSRD）

- 2023年1月、企業持続可能性報告指令（CSRD）が発効。従来の非財務情報開示指令の**開示対象企業を拡大**するとともに、①（投資家やその他の利害関係者にとっての）重要な情報の掲載、②企業間の比較可能性の確保、③情報の信頼性の確保といった従来の課題に対応。2024年会計年度から順次適用開始。
- CSRDの報告要件に基づく**欧州持続可能性報告基準（ESRS）の第一弾が2023年12月に施行**された。他方、セクター別とEU域外企業向けの基準は採択期限を2年間延期し、2026年6月末とすることでEU機関が合意。

## EU 企業持続可能性報告指令の対象企業

| 対象                     | 概要                                                                                                                                      |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>EUの全ての企業（+グループ）</b> | 上場・非上場に関わらず以下の3点のうち2点以上を満たす企業<br>①純資産残高の合計額が2,500万€超<br>②純売上高が5,000万€超<br>③会計年度中の平均従業員数が250人超                                           |
| <b>上場企業（零細企業を除く）</b>   | 以下の3点のうち2点を満たす企業で、EUで上場している企業<br>①純資産残高の合計額が45万€超2,500万€以下<br>②純売上高が90万€超、5,000万€以下<br>③会計年度中の平均従業員数が10人超、250人以下                        |
| <b>一定要件を満たす第三国企業</b>   | EU域内での総純売上高が1億5,000万ユーロを超える第三国企業で、EU域内に子会社、支店を有する場合。<br><b>子会社</b> ：大企業及びEU域内で上場している子会社<br><b>支店</b> ：EU子会社を持たない第三国企業で、純売上高が4,000万€超の支店 |

## 欧州持続可能性報告基準（ESRS）の体系

|          |         |                 |
|----------|---------|-----------------|
| 横断的基準    | ESRS1   | 全般的要求事項         |
|          | ESRS2   | 全般的開示事項         |
| 環境（E）    | ESRS E1 | 気候変動            |
|          | ESRS E2 | 汚染              |
|          | ESRS E3 | 水と海洋資源          |
|          | ESRS E4 | 生物多様性と生態系       |
|          | ESRS E5 | 資源利用と循環型経済      |
| 社会（S）    | ESRS S1 | 自社の従業員          |
|          | ESRS S2 | バリューチェーンにおける労働者 |
|          | ESRS S3 | 影響を受けるコミュニティ    |
|          | ESRS S4 | 消費者と最終利用者       |
| ガバナンス（G） | ESRS G1 | 事業活動            |

（注）2023年6月時点。

（出所）持続可能性報告基準に関するEU会計指令（2013/34）を補足する欧州委員会委任規則案の附属書 I から作成

## 2 | EU 森林破壊防止デューディリジェンス規則（EUDR）

- 2023年6月29日、森林破壊防止のためのデューディリジェンス（DD）義務化に関する規則が発効。
- 気候変動対策と生物多様性の保護を目的に、EU域内で販売、または域外へ輸出する対象品について「森林破壊フリー」であることを確認するためのDDの実施を企業に義務付け。
- 大企業は2024年12月30日から、中小企業は2025年6月30日から適用開始予定であったが、欧州委は2024年10月、適用開始を1年間延期する改正案を発表し11月、修正を採択。2024年12月23日官報掲載。

◆ 主な内容（規則（EU）2023/1115） [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L\\_.2023.150.01.0206.01.ENG](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2023.150.01.0206.01.ENG)

| 項目           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象製品         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パーム油、牛肉、木材、コーヒー、カカオ、ゴム、大豆</li> <li>・ 上記を原料とする皮革、チョコレート、家具、印刷紙、一部のパーム油ベースの派生製品（対象品リストは附属書 I）</li> </ul>                                                                                                                        |
| 事業者の義務（第4条～） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU市場に対象製品を上市する、または域外に輸出する事業者は、当該製品が「森林破壊（劣化含む）フリー（※）」で、生産国の法令に順守していることを確認するDDを実施し、DD宣言書（statement）を事前に加盟国の管轄当局へ提出することを義務付け。<br/>（宣言書の内容は附属書 II のとおり）<br/>※2020年12月31日以降に森林伐採や森林劣化が行われていない農地で生産されていること。</li> </ul>             |
| 加盟国の義務       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加盟国の管轄当局は規則に沿って検査・モニタリングを実施。</li> </ul>                                                                                                                                                                                       |
| 罰則規定         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加盟国の国内法で規定。</li> <li>・ 罰金の最高額は事業者のEU域内の年間売上高の少なくとも4%の水準で設定。</li> <li>・ 当該製品の没収、公共調達や公的資金へのアクセスからの一時的な除外など。</li> </ul>                                                                                                         |
| ベンチマーク制度     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU内外の国の森林破壊・森林劣化に関するリスクのレベル分けをしたベンチマーク制度を導入。</li> <li>・ リスクレベルを「高・標準・低」の3つに区分、事業者や加盟国当局が検査や管理を実施するための具体的な義務レベルを決定。</li> <li>・ 「高リスク国」には監視を強化、「低リスク国」は簡略化したDDを認める。</li> <li>・ 特に「高リスク国」と森林の持続的な管理・再生に向けた対話・協力を実施する。</li> </ul> |

（出所）EU官報から作成

# 3 | EU バッテリー規則におけるデューデリジェンス義務

- 2020年12月の法案発表から約2年半を経て、2023年8月17日施行。**2024年2月18日適用開始。**
- カーボンフットプリントの申告（脱炭素）、リサイクル材含有量や取り外し可能性の要件（循環性）、**原材料調達におけるデューデリジェンスの実施（2025年8月18日適用開始予定）**や拡大生産者責任（ガバナンス）、情報を一元化するバッテリーパスポートの導入（DX）など、様々な規制分野に横ぐしを通すホリゾンタルな規則。

## ◆ 主な内容（規則（EU）2023/1542）

<https://eur-lex.europa.eu/legalcontent/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32023R1542&qid=1732518013255>

| 項目                                        | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業者                                     | <ul style="list-style-type: none"><li>● <b>電池を市場に出したり、稼働させたりする経済事業者</b><br/>この章に規定されているデューデリジェンスの義務は、<b>次の場合には適用されない。</b><br/>以前の財務年度において、純売上が4,000万ユーロ未満であり、親会社と子会社から構成されるグループが、合算でEU域内で4,000万ユーロを超えない経済事業者。<br/>再利用の準備、再利用のための準備、改造、または再製造が行われた電池に関して、これらの操作が行われる前にすでに市場に出荷または使用されていた場合の経済事業者。</li></ul> |
| 対象鉱物                                      | <ul style="list-style-type: none"><li>● コバルト、天然黒鉛、リチウム、ニッケル、これらの原材料を基にした化学化合物</li></ul>                                                                                                                                                                                                                    |
| 事業者の義務                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>● 国際基準（UNGP、OECD ガイドライン）に沿ったDD の実施、第三者認証の取得、システムの構築、原材料を供給したサプライヤーの名前と住所、原材料の原産国、原材料の抽出から自社のティア1 までの市場取引を含む公開報告書作成義務化</li></ul>                                                                                                                                      |
| 対象リスク                                     | <ul style="list-style-type: none"><li>● 大気、水、土壌、生物多様性、人の健康、労働者の健康と安全、児童労働を含む労働権、人権、先住民を含む地域社会での生活</li></ul>                                                                                                                                                                                                |
| 適切制導入<br>ポリシーの設立・<br>実施<br>(2025年8月18日以降) | 第48 条 バッテリーデューデリジェンスポリシー<br>第49 条 経済事業者の管理システム<br>第50 条 リスク管理の義務<br>第51 条 バッテリーデューデリジェンスポリシーの第三者検証<br>第52 条 バッテリーデューデリジェンスポリシーに関する情報の公開                                                                                                                                                                    |

（出所）EU官報から作成

## 4 | EU 強制労働製品禁止規則

- EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会は2024年3月5日、強制労働により生産された製品のEU域内での流通、EU域外への輸出を禁止する規則案について政治合意。**2024年11月19日、正式採択。**  
⇒2024年12月12日EU官報掲載、翌13日施行。2027年12月14日から適用開始。
- 禁止対象となるのは、採掘、収穫、生産、製造などサプライチェーンのいずれかの段階において、部分的にあるいは全面的に強制労働が用いられた製品。
- CSDDDとは異なり、**事業者にDD義務を課すものではないが**、欧州委員会が指定する特定の製品に関しては、事業者は通関時に製品の製造事業者やサプライヤーなどの**追加情報の提出が必要**となる。

### ◆ 主な内容

| 項目           | 内容                                                                                                                                                                                |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業者        | 域内向けオンライン販売を含め、製品を域内販売あるいは域外輸出するあらゆる事業者。                                                                                                                                          |
| 対象製品         | 採掘、収穫、生産、製造などサプライチェーンのいずれかの段階において、部分的にあるいは全面的に強制労働が用いられた製品の域内流通と域外輸出。                                                                                                             |
| 事業者の義務       | <b>事業者にDD義務を課すものではない。</b> 一方で、調査対象となった場合、事業者はサプライチェーンにおいて強制労働リスクを特定、防止、緩和、救済あるいは終わらせるためにとった措置に関する情報を当局に提出する必要があることから実質的には事業者は何らかのDDを実施することが求められる。事業者に期待されるDDの内容について、規則に具体的な規定はない。 |
| リスクベース・アプローチ | 欧州委員会は強制労働リスクに関する情報をデータベース化し、国主導の強制労働による場合を含め特定の地理的地域の産業を「高リスク」に指定する。当局は、調査にあたり、リスクに基づくアプローチを採用。                                                                                  |
| 今後の見通し       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024年12月13日施行、<b>施行3年後の2027年12月14日から適用が開始</b>される。</li> <li>・ 欧州委によるガイダンスは、<b>施行後18カ月以内に策定</b>される。</li> </ul>                             |

（出所）EU官報から作成

# まとめ

- 人権・環境デューディリジェンス（DD）関連規制では欧州が先行。EUレベルで企業にDD実施義務を課すCSDDD（企業持続可能性DD指令）が2024年7月に施行。2026年7月までに各EU加盟国で法制化された上、2027年7月から順次適用開始。
- 対象企業には広範な人権・環境分野のDD義務。対象企業の上流のビジネスパートナーに加え、一部の下流のビジネスパートナーの活動もカバーされるサプライチェーンに含まれる。対象企業はリスクベース・アプローチに基づき、適切な措置を講じることが求められる。義務違反に対しては加盟国法に基づく罰則や、民事責任が生じることも規定。
- 在欧日系企業の4割弱が人権DDをすでに実施、さらに4割が検討を進めているも、実施企業は頭打ちの感。実施していない企業からは、体制が整っていない、人手不足、情報不足といった課題も浮かび上がっている。
- CSDDDのほか、EUの複数の関連法令、さらに主要加盟国の国内法への対処も必要となる。既存のEU加盟国のDD関連法は今後、CSDDDに基づき改正されるため、注意が必要。



# ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 欧州課

安田 啓



03-3582-5569



ord@jetro.go.jp



〒107-6006  
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

世界の  
ビジネス関連情報  
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』  
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

メールマガジン  
『ユーロトレンド』  
欧州の産業・企業・  
制度・セミナー情報  
月2～3回配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list.html>

## ■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。